

議案第108号

磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例の一部を改正する条例

磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例（平成30年磐田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日

第7条から第15条までを削る。

第16条中「使用者及び入館者」を「入館者」に改め、同条を第7条とし、第17条を第8条とする。

第18条及び別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

磐田市ひと・ほんの庭にこっと条例新旧対照表

現行	改正案
(休館日) 第5条 にこっとの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) <u>月曜日</u> _____ _____ (2)～(4) 略	(休館日) 第5条 にこっとの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1) <u>月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の最初の休日でない日</u> (2)～(4) 略
(使用の許可) 第7条 <u>研修室、和研修室又は視聴覚室（以下「研修室等」という。）を用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u> 2 <u>市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</u>	(削除)
(使用許可の制限) 第8条 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修室等の使用を許可しない。</u> (1) <u>その使用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</u> (2) <u>磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等による使用であると認めるとき。</u> (3) <u>集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。</u> (4) <u>にこっとの管理上支障があるとき。</u> (5) <u>前各号に掲げるもののほか、その使用が適当でないとき。</u>	(削除)
(使用許可の取消し等)	

現行	改正案
<p><u>第9条</u> 市長は、第7条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を制限し、若しくは使用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>偽りその他不正の手段によって許可を受けたとき。</u> (2) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u> (3) <u>使用の許可条件に違反したとき。</u> (4) <u>公益上市長が特に必要と認めるとき。</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定により、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。</p> <p><u>(目的外使用等の禁止)</u></p> <p><u>第10条</u> 使用者は、研修室等を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p><u>(造作等の制限)</u></p> <p><u>第11条</u> 使用者は、研修室等を使用するため特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>(原状回復の義務)</u></p> <p><u>第12条</u> 使用者は、研修室等の使用を終了したとき、又は第9条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに研修室等を原状に回復しなければならない。</p> <p><u>2</u> 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第13条</u> 研修室等の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p><u>2</u> 研修室等の使用者は、前項の使用料を使用の許可を受けた際、納付しなければならない。</p>	(削除)
	(削除)
	(削除)
	(削除)
	(削除)

現行	改正案
<p><u>3 前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体若しくはこれらに類する団体の使用に係る場合で、市長が特にやむを得ないと認めるときは、使用日後の期日を指定して使用料を納付させることができる。</u></p> <p><u>(使用料の減額又は免除)</u></p> <p><u>第14条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条第1項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の還付)</u></p> <p><u>第15条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者の責めによらない理由で研修室等の使用ができなくなったとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者が、使用日の7日前までに使用許可の取消しを願い出した場合において、市長が相当の理由があると認めるとき。</u></p> <p><u>(損害賠償の義務)</u></p> <p><u>第16条 使用者及び入館者は、にこつとの建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第17条 略</u></p> <p><u>(過料)</u></p> <p><u>第18条 詐欺その他不正の行為により、第13条第1項に規定する使用料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過</u></p>	
	(削除)
	(削除)
	<p><u>(損害賠償の義務)</u></p> <p><u>第7条 入館者は、にこつとの建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第8条 略</u></p>
	(削除)

現行		改正案															
<u>料に処する。</u>																	
別表（第13条関係）		(削除)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用区分</td> <td>午前 9時30分から正午まで</td> <td>午後 1時から午後 5時まで</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>710円</td> <td>1,140円</td> </tr> <tr> <td>和研修室</td> <td>550円</td> <td>880円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>850円</td> <td>1,360円</td> </tr> </tbody> </table>		使用時間	午前	午後	使用区分	午前 9時30分から正午まで	午後 1時から午後 5時まで	研修室	710円	1,140円	和研修室	550円	880円	視聴覚室	850円	1,360円	
使用時間	午前	午後															
使用区分	午前 9時30分から正午まで	午後 1時から午後 5時まで															
研修室	710円	1,140円															
和研修室	550円	880円															
視聴覚室	850円	1,360円															
備考																	
<p>1 使用者が商業宣伝又は営利を目的とする商品の販売（これらに類似する行為を含む。）の用に供する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の100パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>2 使用者が入場料を徴収する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の200パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>3 磐田市民及び磐田市内に事務所又は事業所を有する者以外のものが使用する場合は、この表に定める使用料に当該使用料の100パーセントに相当する額を加算する。</p> <p>4 使用時間は、準備、片付け等使用に必要な一切の時間を含むものとする。</p>																	